

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道池上インター線池上インター橋橋梁下部工（P 1 2 ・
P 1 5）工事
- 2 請 負 金 額 4 2 9, 3 4 4, 3 0 0 円
- 3 契約の相手方 浅沼・上村特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅南 1 丁目 1 4 番 8 号
株式会社 浅沼組 九州支店
執行役員支店長 江崎 彰夫

熊本市南区南高江 7 丁目 1 0 番 1 号
株式会社 上村開発
代表取締役 上村 由美子

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。